第３　関税暫定措置法の一部改正

１　暫定税率等の適用期限の延長

令和八年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げる。（第二条、第七条の三、第七条の四、別表第一等関係）

２　石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油の基本税率化

石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油について、改正前の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止する。（別表第一関係）

３　航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度の適用期限の延長

令和八年三月三十一日に適用期限の到来する航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を三年延長する。（第四条、第八条関係）

第４　施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第六号）（財務省）

１　復興施策の期間の延長

財源確保の対象となる東日本大震災からの復興のための施策を実施する期間を令和十二年度までに延長する。（第一条関係）

２　復興債の発行期間の延長

復興のための施策に必要な財源の確保のために復興債を発行することができる期間を令和十二年度までに延長する。（第六十九条関係）

３　株式の処分による収入を復興債の償還費用の財源に充てる期間等の延長

一定の株式の処分により生じた収入を復興債の償還費用の財源に充てる期間等を令和十四年度までに延長する。（第七十二条関係）

４　施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（法律第七号）（文部科学省）

１　学級編制の標準の改正

公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準を四十人から三十五人に引き下げる。（第三条第二項関係）

２　教職員定数の標準の改正

⑴　養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、小学校については児童の数が八百五十一人以上の学校から八百一人以上の学校に、中学校については生徒の数が八百一人以上の学校から七百五十一人以上の学校に引き下げる。（第八条第二号関係）

⑵　事務職員の数について、共同学校事務室を複数の学校に設置する市町村の数に応じて新たに事務職員の数を算定するものとする。（第九条第五号及び第十四条第二号関係）

３　施行期日等

⑴　施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　経過措置

イ　令和十年三月三十一日までの間における生徒の数の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあっては、四十人とする。（附則第二条第一項関係）

ロ　令和十年三月三十一日までの間における都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。（附則第二条第三項関係）

ハ　その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条第二項及び第三条関係）

◇高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（法律第八号）（文部科学省）

１　法律の目的の見直し

法律の目的を、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることと改める。（第一条関係）

２　就学支援金の受給資格の見直し

⑴　就学支援金の支給対象者を、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定する。（第三条第一項関係）

⑵　就学支援金の受給資格における保護者等の収入の状況に係る要件を廃止する。（第三条第二項第三号関係）

３　就学支援金の額の見直し

就学支援金の額について、生徒等の在学する高等学校等及び保護者等の収入の状況に応じて支給限度額を加算する仕組みを廃止する。（第五条第二項関係）

４　費用負担の見直し

都道府県知事が行う就学支援金の支給に要する費用について、国が全額負担することを改め、国がその四分の三に相当する額を負担するものとし、毎年度、都道府県に対し、当該額を交付するものとする。（第十五条第一項関係）

５　施行期日等

⑴　この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第四条関係）

⑶　政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第五条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

◇運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（法律第九号）（国土交通省）

１　現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、引き続き、運輸事業振興助成交付金を交付するものとする。（第一条関係）

２　運輸事業の振興の助成に関する法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失うものとするほか、所要の経過措置を設ける。（制定法附則第二項及び第三項関係）

３　この法律は、令和八年四月一日から施行する。（改正法附則関係）

◇農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法（法律第十号）（農林水産省）

１　趣旨

この法律は、令和八年度から令和十一年度までに限り集中的に行う、農地の区画の拡大、共同利用施設の再編整備、スマート農業技術の開発及びこれを活用した生産方式の導入、農産物の輸出を行う産地の育成その他の農業構造転換の推進に必要な施策の実施に要する経費の財源に充てるため、令和八年度から令和十一年度までにおける日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例を定め、もって食料安全保障の確保に資するものとする。（第一条関係）